

福岡市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修工事費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修工事費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、福岡市補助金交付規則(昭和44年福岡市規則第35号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「法」という。)附則第3条における要緊急安全確認大規模建築物の所有者が、耐震改修を実施するにあたり、これに要する費用の一部を補助することにより、その実施の促進をもって震災に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 民間建築物

昭和56年5月31日以前に着工された建築物で、国、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)、その他地方公共団体の設立、出資等に係る法人の所有するものを除く建築物をいう。

(2) 要緊急安全確認大規模建築物

法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。

(3) 耐震診断

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。)の別添(建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項)第1「建築物の耐震診断の指針」に規定する方法により、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号)第5条第1項各号に掲げる者が行う地震に対する建築物の安全性を評価することをいう。

(4) 耐震改修

基本方針の別添第2「建築物の耐震改修の指針」に示す方法により、地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事をいう。

(5) 施行者

市内に存在する要緊急安全確認大規模建築物のうち民間建築物の所有者又は管理者で、耐震改修を行うものをいう。

(補助対象事業及び補助対象建築物)

第4条 補助金を交付する対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、要緊急安全確認大規模建築物について施行者が行う耐震改修とする。

2 補助金の交付の対象となる建築物は、次の各号に該当するものとする。

(1) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。

(2) 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となること。

(3) 建築基準法令に違反していないもの(耐震関係規定以外の建築基準法令の違反がある建築物は、違反是正が行われることが確実であると認められるものを含む。)であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、耐震改修に要する費用とする。ただし、対象となる建築物（構造上、一体となっている部分に限る。）の延べ面積に51,200円を乗じた額を限度とする（免震工法等特殊な工法による場合は、83,800円と読み替えるものとする。）。

（補助金の額）

第6条 耐震改修工事に係る補助金の額は、耐震改修に要する費用（以下「耐震改修工事費」という。）の23%に相当する額で1,000円未満の端数を切り捨てた額以内とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

（補助対象者）

第7条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、第3条第3号に規定する施行者であって、次の各号のいずれにも該当する者とし、公募により募集する。

- (1) 当該建築物について、この要綱に基づく補助金を過去に受けたことがないこと。
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)及び関係法令の規定に適合している建築物について行う者であること。
- (3) 本市の市税を滞納していないこと。

（暴力団の排除）

第8条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助対象者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助対象者に対し当該申請者又は当該補助対象者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（耐震改修工事の内容の協議）

第9条 補助金の交付を受けようとする施行者は、耐震改修工事の実施に関する契約を締結する前に、耐震改修工事について市長と必要な協議を行い、その内容について助言を受けなければならない。

（補助金の交付の申請）

第10条 補助金の交付を受けようとする施行者は、補助金交付申請書（様式第1号）に係る書類を添えて市長に補助金の交付の申請をしなければならない。

（補助金の交付決定）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、交付又は不交付を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したときは補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、施行者

に通知しなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定により交付決定する場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付すことができる。
- 4 施行者は、補助金の交付決定の通知を受けたのち、耐震改修工事に着手しなければならない。

(補助金交付申請の取下げ)

- 第12条 施行者は、前条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに補助金交付申請取下届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による補助金交付申請取下届の提出があったときは、市長は、当該補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(補助事業の内容の変更)

- 第13条 施行者は、第11条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により補助事業の内容を変更するときは、速やかに補助金交付変更申請書(様式第5号)により市長に申請しなければならない。
- 2 前2条の規定は、前項の場合に準用する。

(補助金の部分払)

- 第14条 施行者は、補助金の部分払を受けようとするときは、部分払申請書(様式第6号)に関係書類を添えて、市長に請求しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による請求があった場合においては、その内容を精査し、適当と認める場合、補助対象事業の全部又は一部について部分払をするものとする。

(補助事業の遂行)

- 第15条 施行者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助事業を行わなければならない。

(中間検査)

- 第16条 市長は、必要と認める場合においては工程を指定し、中間検査を実施することができる。
- 2 市長は、当該耐震改修工事が適切に行われていないと認める場合には、当該耐震改修工事が適切に行われるよう施行者に指導するものとする。この場合において、施行者が指導に従わない場合は、補助金交付決定を取り消すことができる。

(実績報告)

- 第17条 施行者は、補助事業が完了したときは、速やかに完了実績報告書(様式第7号)及び関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第18条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第8号)により当該施行者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

- 第19条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた施行者は、福岡市会計規則(昭和

39 年福岡市規則第 20 号) による請求書を市長に提出し、補助金交付の請求をするものとする。

(補助金の交付)

第 20 条 市長は、補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第 21 条 市長は、施行者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第 18 条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

3 市長は、第 1 項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第 9 号)により施行者に対し通知しなければならない。

(補助金の返還)

第 22 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金返還命令書(様式第 10 号)により期限を定めてその返還を命じることができる。

(委任)

第 23 条 この要綱の施行について必要な事項は、住宅都市局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成 31 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和3年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和6年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。